# 湯沢町消防団協力事業所表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、湯沢町消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、 消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災 力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ該当各号に定めるところによる。
- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 町長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等(以下「協力事業所」という。)をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 前号の協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証(以下「表示証」という。)をいう。
- (4) 消防団長等 消防団長のほか、町内会長等の消防団活動を支援する者をいう。

## (表示証の交付申請及び推薦)

- 第3条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、町長に湯沢 町消防団協力事業所表示申請書(別記様式第1号)により申請を行なうものとする。
- 2 消防団長等は、表示証を交付する事業所等について、町長に湯沢町消防団協力事業所表示 推薦書(別記様式第2号)により推薦することができる。

#### (認定基準)

- 第4条 町長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認められるときは、協力事業所の認定を行なうものとする。ただし、当該事業所等が消防関係法令に違反している場合は、これを行なわないものとする。
- (1) 従業員が湯沢町消防団員として5人以上入団し、団員の任務遂行に積極的に協力していると認められる事業所等
- (2) 従業員が湯沢町消防団員として2人以上入団し、かつ5年以上雇用し、団員の任務遂行に 積極的に協力していると認められる事業所等
- (3) 災害時に事業所の資機材等を湯沢町消防団に提供するなど、消防団活動に協力している事業所等
- (4) その他湯沢町消防団の活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与しているなど、町長が特に優良と認める事業所等

# (審査)

第5条 町長は、第3条に基づく申請又は推薦があった場合、前条の基準に適合するかどうか について審査を行なうものとする。 (表示証の交付)

第6条 町長は、審査の結果、消防団協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等に表示 証(別記様式第3号)を交付するものとする。

(表示証の表示)

- 第7条 協力事業所は、交付された表示証を表示することができる。
- 2 表示証は、次に掲げる場所等に表示するものとする。
- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板、電磁方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。)により行なう映像その他の広告
- 3 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる別記様式第3号のほか、別記様式第3 号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、町長は、湯沢町消防団協力事業所表示証交付整理簿(別記様式4号)を備え付け、表示証の交付に関する協力事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

- 第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は第10条の規定による認定取消 しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総 務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、交付を受けた日から2年間とする。
- 2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行なうこと ができない。
- 3 町長は、認定の日から2年を経過する前に湯沢町消防団協力事業所表示申請書(別記様式 第1号)により更新の申請があった場合は、協力事項の現状を確認した上で認定を更新する ものとする。

(認定の取消し)

- 第 10 条 町長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定を受けたとき、その他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取消すことができる。この場合において町長は、相手方に対し、当該取消しの理由を文書で通知するものとする。
- 2 前項の規定により協力事業所の認定を取消された事業所等は、速やかに表示証を町長へ 返還し、また、第7条2項の映像その他の広告についても速やかに削除するものとする。

(協力事業所の公表)

第11条 町長は、協力事業所の名称、湯沢町消防団への協力内容、その他の事項について、広報誌等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第12条 町長は、協力事業所を湯沢町消防表彰規則 (平成21年4月1日規則第4号) に基づき表彰することができる。

(所掌)

第13条 この要綱に関する事務は、湯沢町総務課において所掌する。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。